

医 第 1 9 号

平成26年4月1日

千葉県看護協会長 様

千葉県健康福祉部長

災害拠点病院の指定について

本県の災害医療体制の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では災害時に多発する重傷傷病者の適切な医療の確保を目的として、災害時に県内の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を指定・整備しているところですが、この度、下記のとおり、災害拠点病院（地域災害拠点病院）を指定しましたので、御了知の上、今後とも一層の御協力と各会員の周知方併せてお願い申し上げます。

記

- 1 指定医療機関 東千葉メディカルセンター
- 2 指 定 日 平成26年4月1日

26.4.01

15